

<判例評釈>

債務の相続と単純承認の錯誤

——高松高決平成20・3・5家月60巻10号91頁——

平成20年（ラ）第12号，相続放棄の申述受理申立却下審判に対する即時抗告事件
—取消・認容（確定）

能 登 真 規 子

I 事実

II 決定要旨

III 評釈

1 本決定の意義

2 相続人の選択による相続関係からの離脱と熟慮期間

3 錯誤無効の法理の適用による相続関係の覆滅

4 本決定の評価と残された問題

I 事実

（1）C（昭和5年生）は被相続人B（大正12年生）の妻であり，抗告人A（昭和25年生）及びD（昭和27年生）はそれぞれBとCの長男及び二男である。被相続人Bは平成18年6月×日に死亡した。被相続人の遺産に属する財産としては，Dと共有する自宅建物の共有持分5分の3，その敷地である宅地，山林数筆，預貯金等が存した。

（2）被相続人Bはもと専業農家であったが，昭和53年ころから団体職員としても働くようになった。CとDはBと同居していた。Dは昭和46年から平成18年3月まで〇〇に勤務していた。他方，Aは，昭和52年に結婚するまで被相続人B，C及びDと同居して生活していたが，その後Bらと別居して生活するようになり，Bと会うのは盆や正月等年に数度にすぎなかった。

（3）D及びAの間においては，Dが被相続人Bのいわゆる跡取りの立場にあり，DがBの遺産を引き継ぎ，Aはこれを取得しないとの点において認

識を共通にしており、相続に際しては、AがDに一切をゆだね、手続上必要があればその指示に従い、協力する旨了解し合っていた。

(4) Dは、被相続人Bの死後間もない平成18年6月中に、Bの相続人らを代表して、Bが生前出資し、貯金し、建物更生共済に加入するなどして取引していた〇〇農業協同組合(以下「本件農協」という。)〇〇支所を訪れ、Bの本件農協に対する債務の存否を尋ね、債務はない旨の回答を得た。そこで、Dは、Cとともに、本件農協におけるB名義の普通貯金口座の解約及び出資証券の払戻しの手続をするとともに、本件農協を共済者とする建物更生共済契約の名義人をBからCに変更する手続をした。この手続に際し、AはDから連絡を受け、その求めに応じて、書類に押印する等必要な協力をした。

(5) 被相続人Bは、平成3年ないし平成8年ころ、本件農協を貸主とする3口の消費貸借契約(元金合計3億円)につき連帯保証人(うち1億円については連帯債務者)となっていた。このうちBが連帯債務者となっている1億円の貸付けについては連帯保証人兼担保提供者による担保不動産の任意売却交渉が進行していたことから、本件農協は債務者らに対する返済の請求を控えていたが、任意売却が不可能な状況に至ったため、担保不動産の競売により貸付金(残元金7531万5245円)の回収を図ることとし、平成19年9月×日ころ、その旨をC、原告人A及びD(以下「原告人ら」という。)に通知した。

(6) 原告人Aらは、本件農協による上記通知により被相続人Bの債務を初めて知り、Aは、平成19年11月×日、松山家庭裁判所に対し本件相続放棄の申述受理の申立てをした。

松山家庭裁判所は、このAによる相続放棄の申述受理の申立てを却下する審判を下した。そのため、Aは抗告を申し立てた。

II 決定要旨

高松高等裁判所(本決定)は、以下のように述べて、原審判を取り消し、原告人Aの相続放棄の申述を受理した(確定)。

「相続人は、自己のために相続の開始があったことを知った時から3か月以

内に、相続について、単純若しくは限定の承認又は放棄をしなければならないとされ（民法915条1項本文）、上記3か月の熟慮期間については、相続人が相続開始の原因たる事実及びこれにより自己が相続人となったことを覚知した時から起算するのが原則である。

本件においては、前記のとおり、原告人はかつて被相続人と同居し、別居後も年に数度は被相続人と会っており、被相続人所有の宅地上に建築された被相続人及びDの共有する建物にはC及びDが被相続人とともに居住していたことからすれば、原告人らは、被相続人の死亡により自己のために相続の開始があったことを知るとともに、被相続人が上記不動産（自宅敷地の所有権及び建物の共有持分権）を含む積極財産を有することを知っていたものと認められるから、熟慮期間の起算点は平成18年6月×日であるところ、原告人が本件申立てをしたのは平成19年11月×日であって、それまでに既に3か月の期間が経過していることは明らかである。

しかしながら、相続人が、自己のために開始した相続につき単純若しくは限定の承認をするか又は放棄をするかの決定をする際の最も重要な要素である遺産の構成、とりわけ被相続人の消極財産の状態について、熟慮期間内に調査を尽くしたにもかかわらず、被相続人の債権者からの誤った回答により、相続債務が存在しないものと信じたため、限定承認又は放棄をすることなく熟慮期間を経過するなどしてしまった場合には、相続人において、遺産の構成につき錯誤に陥っており、そのために上記調査終了後更に相続財産の状態につき調査をしてその結果に基づき相続につき限定承認又は放棄をしようかどうかの検討をすることを期待することは事実上不可能であったといえることができるから、熟慮期間が設けられた趣旨に照らし、上記錯誤が遺産内容の重要な部分に関するものであるときには、相続人において、上記錯誤に陥っていることを認識した後改めて民法915条1項所定の期間内に、錯誤を理由として単純承認の効果を否定して限定承認又は放棄の申述受理の申立てをすることができると解するのが相当である。なお、最高裁昭和57年（オ）第82号同59年4月27日第二小法廷判決・民集38巻6号698頁は、本件と事案を異にするものであり、前記のように

解しても上記判例と抵触するものではない。

これを本件についてみると、前記のとおり、Dは、被相続人死亡後間もない時期に本件農協〇〇支所を訪れて被相続人の本件農協に対する債務の存否を尋ね、同債務は存在しない旨の回答を得、そこで、原告人らは本件農協における被相続人名義の普通貯金の解約や出資証券の払戻しの手続を執るなどしたものであるが、それは、原告人らにおいて同債務が存在しないものと信じたことによるものであり、それゆえに、原告人らは被相続人死亡時から3か月以内に限定承認又は放棄の申述受理の申立てをすることもなかったものと認められる。

こうした事情に照らせば、原告人らは本来の熟慮期間内に被相続人の本件農協に対する債務の有無及び内容につき調査を尽くしたにもかかわらず、本件農協の誤った回答により同債務が存在しないと信じたものであって、後に本件農協からの通知により判明した被相続人の本件農協に対する保証債務の額が残元金7500万円余という巨額なものであることからすれば、上記のような原告人らの被相続人の遺産の構成に関する錯誤は要素の錯誤に当たるといふべきである。

そうすると、原告人は、錯誤を理由として上記財産処分及び熟慮期間経過による法定単純承認の効果を否定して改めて相続放棄の申述受理の申立てをすることができるというべきであって、原告人が平成19年9月×日ころに本件農協からの通知を受けて被相続人の債務の存在を知った時から起算して3か月の熟慮期間内にされた本件の相続放棄の申述受理の申立ては適法なものとしてこれを受理するのが相当である。』

Ⅲ 評釈

1 本決定の意義

民法915条1項の熟慮期間については、最二小判昭和59・4・27民集38巻6号698頁が、それ以前の判例(大決大正15・8・3民集5巻10号679頁)に沿って、相続原因となる事実を知り、かつ、自己が相続人であることを知った時を「自己のために相続の開始があったことを知った時」とし、その時点から起算

されることを原則としては維持させつつも、例外的に、「相続人が相続財産の全部又は一部の存在を認識した時又は通常これを認識すべき時」から起算される場合があることを認めている。すなわち、「相続人が、右各事実を知った場合であつても、右各事実を知った時から三か月以内に限定承認又は相続放棄をしなかつたのが、被相続人に相続財産が全く存在しないと信じたためであり、かつ、被相続人の生活歴、被相続人と相続人との間の交際状態その他諸般の状況からみて当該相続人に対し相続財産の有無の調査を期待することが著しく困難な事情があつて、相続人において右のように信ずるについて相当な理由があると認められるときには、相続人が前記の各事実を知った時から熟慮期間を起算すべきであるとするは相当でないものというべきであり、熟慮期間は相続人が相続財産の全部又は一部の存在を認識した時又は通常これを認識すべき時から起算すべきものと解するのが相当である」とする（反対意見がある）¹⁾。

これに対して、本決定は、まず、本件事案では、相続人が自己のために相続の開始があつたことを知り、被相続人が積極財産を有することを知っていたために、最高裁昭和59年4月27日判決が示した原則に従い、熟慮期間の経過は明らかであるとする。しかし、そのうえで、本件事案は、最高裁昭和59年4月27日判決とは事案が異なるとして、「錯誤に陥っていることを認識した後改めて民法915条1項所定の期間内に、錯誤を理由として単純承認の効果を否定して限定承認又は放棄の申述受理の申立てをすることができる」とした。

熟慮期間の起算点の問題として処理する最高裁判決に対し、本決定は、熟慮期間の起算点の問題にとどめず、場合によっては、熟慮期間経過後であっても、相続人が相続放棄または限定承認を行いうる法律構成を採っており注目される。

本決定が異なるという最高裁判決との事案の違いを確認しておこう。

1) 最高裁昭和59年4月27日判決の反対意見は「相続人において相続財産を認識したかどうかは、熟慮期間の起算点に影響を及ぼさないというべき」とし、熟慮期間の起算点を「相続人が相続の原因事実及びこれにより自己が法律上相続人となつた事実を覚知した時をいう」とする大審院大正8年8月3日決定の基準をそのまま維持すべきとするものであった。

最高裁昭和59年4月27日判決の事案は、被相続人が家庭内のトラブルにより相続人である子らや妻と交流を断って10年が経過した後に第三者の準消費貸借契約上の債務(1000万円)を保証し、その後、生活保護や医療扶助を受けた後、病院で死亡した場合に、相続人が、被相続人の死亡から約1年後に、被相続人に対して係属していた訴訟の判決正本の送達を受け、それを受けて相続放棄の申述を行ったというものであった。

これに対して、本件は、先に示したとおり、原告人(被相続人の子の1人)は、被相続人と同居こそしていなかったものの交流は皆無ではなく、被相続人に積極財産(自宅敷地の所有権、建物の共有持分権等)が存在することも知っていたというものである。ただし、原告人は自分の弟が跡を継ぐという認識であり(事実上の相続放棄)、さらに、被相続人の消極財産について調査を行い、被相続人の債権者であった金融機関(農協)からの回答により相続債務は存在しないと信じたという点にも特色がある。

本決定は、最高裁昭和59年4月27日判決との事案の差異を理由に、錯誤を理由として単純承認の効果を否定するという特別ルールを導き出したが、検討すべき点も少なからずあるように思われる。

みなし単純承認である法定単純承認に対し、錯誤無効の法理(95条)が適用されるのが、まず問題となろう(⇒3A)。続いて、錯誤法理が適用されるとして、遺産の構成を法律行為の要素とどういうか否かが検討されなければならない(⇒3B)。さらに、本件事案においては債務が存在しないという債権者による回答がなされているが、熟慮期間経過後の相続放棄の申述受理の可否が争われる場合に、このような債権者の行為が介在することはあまり例がない。債権者の行為態様について、本決定がどのような位置づけを与えているか確認しよう(⇒3E)。また、裁判所は、遺産の構成に関する錯誤が要素の錯誤に当たるものと判断したが、その理由づけに当たる部分には、相続人が一相続債権者に対する債務の有無とその内容の把握に努めたこと、その債権者の誤った回答により債務不存在を信じたこと、相続債務の高額さ(残元金7500万円余の保証債務)が列挙されている。これらは錯誤無効の成否に対し、どのよ

うな影響を及ぼしているのか (⇒ 3 C)。そして、錯誤無効により生じる効果をどのように考えるか (⇒ 3 D)。以上、ざっと挙げただけでも、本決定の提起する問題は少なくない。

以下では、最高裁昭和59年4月27日判決の前提となる相続制度の基本的なしくみを確認したうえで (⇒ 2 A~C)、この最高裁判決とその後の裁判例の展開と傾向をみて (⇒ 2 D)、本判決の法律構成を上記の諸論点をふまえて分析し (⇒ 2 E, 3 A~E)、評価を行うことにしたい (⇒ 4)。

2 相続人の選択による相続関係からの離脱と熟慮期間

A 熟慮期間経過前のみ許される相続人の選択

民法は、「相続人は、相続開始の時から、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する」として、被相続人の一身専属権を除く、すべての相続財産が相続人に承継されるものという定めを置きつつ (896条)、相続人に強制的に被相続人の相続財産を帰属させるという方式を採っていない。すなわち、「相続人は、自己のために相続の開始があったことを知った時から三箇月以内に、単純若しくは限定の承認又は放棄をしなければならない」(915条1項)と定めることにより、相続人に対して、どのように相続をするかについて選択権を与えている。

わが国では、相続人が熟慮期間内に相続放棄または限定承認を行わなかった場合 (921条2号)には、熟慮期間経過後、その相続人につき、法定単純承認の効果が生じる。民法の文言には、「単純承認をしたときは」(920条—傍点筆者)とある。また、相続人が熟慮期間内に限定承認または相続の放棄をしなかったとき (921条2号)や相続人が相続財産の全部又は一部を処分したとき (921条1号)には、相続人は「単純承認をしたものとみなす」(921条—傍点筆者)とされている。このように、法文に単純承認が意思表示であるかのように読みとれる文言が用いられていることもあってか、判例²⁾・多数説は、意思表示と

2) 民法921条1号の相続財産の処分行為に関し、最一小判昭和42・4・27民集21巻3号741頁が、「たとえ相続人が相続財産を処分したとしても、いまだ相続開始の事実を知らなかつ

しての単純承認を認め(意思表示説)³⁾、法定単純承認をその擬制であるとしている⁴⁾。これに対して、わが国の法制度上、単純承認の意思表示の方法は定められておらず、「単純承認をしたものとみなす」とするのは法技術上の問題、用語法の問題であって、とりたてて単純承認の意思表示を認める必要はないとの見解も対立している(法定効果説)⁵⁾。

両説の差異は、民法919条1項2項の適用があるか否か、民法921条2号により3か月の期間を経過したときにも単純承認をしたとみられるだけだとしてその取消がありうるか否かという点に現れるといわれる⁶⁾。しかし、意思表示説に従ったとしても、熟慮期間満了による法定単純承認についていえば、そこに、法的評価に適する程度の、無限に相続しようという意思表示が見出せるわけではない。そのため、たとえば、919条2項の熟慮期間の経過による単純承認について、意思表示説の場合には取消が可能で、法定効果説によれば取消は認められないとするのは、やや技巧的に過ぎるように思われる。

B 相続財産の不確定帰属状態から無限責任の確定へ

単純承認により、相続人は「無限に被相続人の権利義務を承継する」(920条)。単純承認をした相続人は無限にその負担を承継する。現行法においては、民法旧規定の「法定家督相続人ハ拋棄ヲ為スコトヲ得ス」(1018条)というような規定もなく、単純承認をすることが強制されているわけではない。

わが国の民法が採用する原則は無限責任主義(920条)であるといえるが、

-
- 、 たときは、相続人に単純承認の意思があったものと認めるに由ない」として、意思表示説をとっている。
- 3) 穂積重遠『相続法』〔第二分冊〕岩波書店(1947年)247、261頁、我妻栄=立石芳枝『法律学体系コンメンタール親族法・相続法』日本評論新社(1952年)976~977頁、青山道夫『家族法論』法律文化社(1958年)309頁等。
- 4) 立法過程の議論においては、単純承認も意思表示の一種として考えられていたが、単純承認の取消(鎖除)に関する規定(旧民法財産取得編324条に相当)が削除される等、単純承認の意思表示的性格は後退したとされる(谷口知平・久貴忠彦編『新版注釈民法(27)相続(2)』有斐閣(1989年)[川井健]、475~476頁)。
- 5) 中川善之助『註解相続法』法文社(1951年)156頁、175頁、柚木馨『判例相続法論』有斐閣(1953年)230~231頁、有泉亨『新版親族法・相続法』弘文堂(1971年)190頁、川井健・注(4)476頁。
- 6) 我妻栄=立石芳枝・注(3)463、976~977頁。

放棄や承認がなされない間、熟慮期間の経過前には、その相続の効果は個々の相続人との関係で不確定的にしか帰属していない⁷⁾。熟慮期間中に限定承認・放棄を行えば相続人は無限責任を排除しうるが、それをしないまま熟慮期間が経過すれば、その時点で生じている一応の無限責任が確定的なものとなる。

C 相続関係の早期安定の要請

相続人には相続放棄または限定承認を選択する自由が認められているが、その反面、原則としては被相続人の死亡後すぐ、3か月の熟慮期間内に相続放棄または限定承認という相続方式を選択するかどうかを決断することが求められている。相続人はすみやかに相続財産の調査をし(915条2項)、必要がある場合には期間の伸長手続をとらなければならない(915条1項ただし書)⁸⁾。相続関係を早期に安定させることが要請されているのである⁹⁾。

わが国の相続は、昨今の人々の意識はともかく、規定をみる限り、無限責任の承継が原則であるので、相続財産に債務が含まれる場合も相続財産が債務のみで構成される場合でも相続の効果が生じる。相続放棄や限定承認を行っていない以上、相続人は被相続人の相続財産を無限責任的に承継する。

さらにいえば、金銭債務は、不動産・動産と異なり、遺産共有されることなく、法律上当然分割され各共同相続人がその相続分に応じてこれを承継すると解されている¹⁰⁾。そのため、たとえ、相続人が被相続人の土地、建物などを相続しないつもりでいたとしても、債務を承継するおそれはあり、これを含め一切相続しないようにするためには、相続放棄または限定承認を行って単純承認の効果の発生を阻止しなければならない。

したがって、相続人にとっては、民法915条の熟慮期間がどのように定まる

7) 岩垂肇「相続における熟慮期間の起算点」民商法雑誌87巻6号(1983年)1～12頁、潮見佳男『相続法』(2003年)弘文堂20～30頁。

8) 吉岡伸一「民法915条の熟慮期間について」岡山大学法学会雑誌55巻3・4号(194号)(2006年)553～575頁、西尾文秀「相続放棄の事件について」信用保証105号(2003年)102～105頁は、相続人が行うべきこと、負うべき証明責任について述べる。

9) このことは他の法律問題に影響を及ぼす。たとえば、相続放棄と登記に関する最二小判昭和42・1・20民集21巻1号16頁は、相続関係が被相続人の死亡から比較的短期間に確定することを前提としている。

10) 最二小判昭和34・6・19民集13巻6号757頁。

かが決定的に重要なのである。

D 最高裁昭和59年4月27日判決とその後の展開

最高裁昭和59年4月27日判決は、熟慮期間の起算点につき、「相続開始の事実及び自己が相続人となった事実を知った時」を原則として維持させつつ（以下では、「原則的な熟慮期間」という）、例外的な場合には、「相続人が相続財産の全部又は一部の存在を認識した時又は通常これを認識しうべき時」を熟慮期間の起算点とすることを認めた。この例外的なルールが適用されるのはどのような場合か。最高裁の示した基準は、被相続人の死亡を知り、自身が相続人であることを知った時から3か月以内に限定承認、相続放棄をしなかった理由を、「被相続人に相続財産が全く存在しないと信じたため」で、かつ、そう信じるにつき「相当な理由」があると認められる場合であると解せられる。

これを、現実に相続財産が全く存在しないか、存在しないに等しい場合として限定的に解釈すると、相続人が、被相続人の債務の存在が判明する前に、その積極財産の一部でも相続財産を認識していた場合には、原則的な熟慮期間の経過後の相続放棄はもはや認められないことになるはずである¹¹⁾。

しかし、その後の裁判例をみると、裁判所が原則的な熟慮期間経過後に相続放棄の申述の受理を行うことによって相続人を救済するのは、相続人が後に発覚した債務以外に被相続人には相続財産が全くないと信じていた場合¹²⁾にと

11) たとえば、被相続人の相続財産としては宅地、建物、預金(15万円)があり、被相続人死亡の3年半後、住宅金融公庫からの請求により被相続人の甥の債務(約5550万円)を連帯保証していた事実が判明した事案(高松高決平成13・1・10家月54巻4号66頁)や相続財産である不動産は協議により他の相続人が「相続分不存在証明書」に署名押印して長男に単独取得させていたところ、被相続人の死亡の3年7か月後に被相続人の取引銀行から訴訟が提起され、2000万円以上の保証債務の存在が判明した事案(東京高決平成14・1・16家月55巻11号106頁)がある。

12) 大阪高決昭和61・6・16家月38巻11号106頁、東京高決昭和61年11月27日判タ646号198頁、広島高決昭和63・10・28家月41巻6号55頁、福岡高決平成2・9・25判タ742号159頁。

東京高決平成19・8・10家月60巻1号102頁は、唯一の相続人である母(95歳)が、被相続人である六男が夫の相続の際に遺産分割協議によって土地と現金100万円を取得したことは知っていたが、その土地は単独での資産価値がなかったというものである。相続人が被相続人の死亡から4か月後に相続財産である土地の登記簿を入手した結果、根抵当権設定の仮登記があったため、被相続人の債務の調査をし、少なくとも残元本が600万円の連帯保証(主債務者は自己破産)を負っていることが判明した事案で、被相続人死亡から

どまらない。被相続人の積極財産が存在していた場合についても、原則的な熟慮期間経過後に、相続放棄の申述の受理を認めるものが少なからず存在する。特定の相続人が被相続人の一切の財産を承継し他の者は相続しないとの合意が相続人間にある場合¹³⁾、被相続人が特定の相続人に相続させる遺言を残していた場合¹⁴⁾、生前贈与¹⁵⁾や被相続人の配偶者の相続¹⁶⁾により個々の相続人が自ら取得する相続分はもはや存在しないと考えていた場合等で、被相続人の債権者による請求等によって相続人が相続債務の存在を認識した時点から3か月以内であれば、その相続放棄の申述が受理されている¹⁷⁾。

E 熟慮期間に関する本決定の判断

こうしたなか、本決定は、「被相続人の死亡により自己のために相続の開始があったことを知るとともに、被相続人が上記不動産（自宅敷地の所有権及び建物の共有持分権）を含む積極財産を有することを知っていたものと認められ

約7か月後の相続放棄の申述が受理された。

- 13) 被相続人の生前から被相続人名義の不動産の一切を長男が取得するという合意があり、他の相続人は被相続人の死亡後も当然にその合意のとおり長男に権利が移転するものと考え、自らが取得することとなる相続財産はないものと考えて「相続分不存在証明書」に署名押印したところ、被相続人の死亡から1年8か月後に、被相続人と長男とが経営する会社の債務（約1億1550万円）を長男とともに被相続人も連帯保証していたことが信用金庫による訴訟提起により判明した（仙台高決平成7・4・26家月48巻3号58頁）。
- 14) 被相続人の財産、債務（借入金）の一切を長男に承継させる相続させる遺言があったため、もう一人の相続人である長女が、自らは被相続人の積極及び消極の財産を全く承継することがないと信じていたところ、被相続人の死亡から4年8か月後に、住宅金融公庫より残元金約720万円についての催告書の送付を受けた（東京高決平成12・12・7家月53巻7号124頁）。
- 15) 相続人である三男が、生前贈与を受けており、共同相続人間で二男が跡を取り母の面倒も見るとの話し合いもあったため、自己が取得すべき相続財産はないものと考えていたところ、被相続人の死亡から5年7か月後に債権者から2億5000万円の保証債務の履行請求を受けた（名古屋高決平成11・3・31家月51巻9号64頁）。
- 16) 被相続人の夫（相続人らの父）の遺産である土地を相続取得していた二女が、相続人の遺産である土地の上にはもう一人の相続人である長女の居宅が存在したことなどから遺産はすべて長女が相続するものと考えていたところ、被相続人の死亡後11か月後に、長女の夫が代表取締役を務める会社の債務につき被相続人が包括根保証を締結していたことが判明した（請求を受けた後、被相続人の一切の財産を長女に相続させる遺言があったことも明らかになつた）（名古屋高決平成19・6・25家月60巻1号97頁）。
- 17) 伊藤昌司「民法915条1項の熟慮期間の起算点（仙台高決決定平成7・4・26）」民商法雑誌115巻6号（1997年）1017～1021頁（1021頁）は、同じ定式を前提にしながら相反する判断が出るというのは、最高裁が示した定式自体に欠陥があるからであろうとする。

る」として、熟慮期間の進行とその経過とを認めた。

最高裁昭和59年4月27日判決以降の下級審裁判例の傾向に対しては、相続人保護に資するとして好意的な評価がある一方で、熟慮期間の開始が相続人（抗告人）の主観、認識にかからせられることになり、相続関係の確定が不安定なものになるとの懸念も示されているところである¹⁸⁾。

また、評釈によれば、本決定の事案も昭和59年4月27日判決の事案と同じく、「相続人において仮に被相続人の財産（遺産）の内容（積極財産及び相続財産の全体）を認識していれば単純承認をしなかったであろうと認められる」ものであり、熟慮期間の起算点を相続人の死亡の頃から起算すべきと限定的に解する必要はないという見方がされている¹⁹⁾。しかし、本決定の前半は、このような見方とは一線を画しており、最高裁昭和59年4月27日判決の判断枠組みを厳格に解したものとして位置付けることができるように思われる。

3 錯誤無効の法理の適用による相続関係の覆滅

本決定は、その前半部分で原則的熟慮期間の満了を認めた。しかし、その後、その熟慮期間満了による法定単純承認の効果すなわち無限責任の確定的な発生を否定する判断を下している。

本件事案が提起している問題の核心は、この確定的に生じたはずの法定単純承認の効果を事後的に覆すことが認められるかどうかである。

A 法定単純承認に対する錯誤法理の適用の可否

本決定は、法定単純承認の効果を否定する根拠について「錯誤を理由として」と述べるが、民法95条を参照条文として挙げていない。しかし、民法上、他に錯誤の規定はなく、ここでの錯誤は民法95条の意思表示の要素の錯誤だと考えてよいであろう²⁰⁾。

18) 本山敦「相続放棄と連帯保証」司法書士2008年3月号46～53頁（52頁）。

19) 小賀野晶一「家事裁判例紹介 遺産内容の錯誤を理由に単純承認の効果を否定した事例 [高松高裁平成20.3.5決定]」民商法雑誌140巻2号（2009年）257～263頁（263頁）。

20) かつては、身分行為の独自性を強調する考え方から、民法第一編総則の規定を用いないという解釈も行われたようである。一つの不動産以外に財産がないものと信じて相続放棄

民法95条は通常、法律行為、意思表示に対して適用される。相続の放棄、限定承認が意思表示であることに異論はみられないが、法定単純承認、とりわけ本件との関係では熟慮期間の経過を意思表示と解すべきか否かが問題になる。

熟慮期間の経過による法定単純承認の法的性質については、すでに述べたように(⇒2A)、意思表示説と法定効果説が対立している²¹⁾。本決定は意思表示説に与する旨明示していないが、錯誤無効の法理を用いようとしており、意思表示説を採っていると考えて差し支えないように思われる。しかし、民法921条1号の相続財産の処分の場合であるならともかく、単なる期間の経過を意思表示とみて、その中に「法律行為の要素」を探究するのはかなり難しいようにも思われる。また、919条2項に相当するような期間の経過による単純承認の効果を阻止させる法律上の根拠も存在していない²²⁾。さらに、法定効果説を採る場合には単なる期間の経過を意思表示とみるのは、なおさら難しい。なぜなら、法定効果説においては、熟慮期間の経過による法定単純承認は、単なる時の経過であって、意思表示ではないからである。

しかし、学説には、民法921条2項の趣旨を相続人の意思に求め²³⁾、錯誤無効の法理によって相続人を保護すべきだとするものが現れている²⁴⁾。この見解の基本的な前提は、民法915条によって定められた強制相続禁止の原則を重

ㄨ の申述をなしたところ、他にも相当の財産があった場合で、その相続放棄の錯誤無効が争われた大阪地判昭和27・10・21下民3巻1487頁では、「身分法上の行為に錯誤のあった場合については民法95条を適用すべきではなく先きに述べた身分関係の本質に鑑み、専ら其の表意者に其の行為を為す意思があったか否かにより決すべき」として、相続放棄の効力を否定したい表意者の請求を棄却している。

21) 小賀野晶一・注(19)262頁は、単純承認の法的性質につき、意思表示説をとろうと、法的効果説をとろうと、本決定と同様の結論を導くことができるとする。

22) 川井健・注(4)486頁。

23) 門広乃里子「相続による債務の承継と熟慮期間の起算点に関する一考察—2002年のフランス相続法改正草案を参考として—」上智法学論集48巻3・4号(2005年)36~101頁(84頁)。

24) 石川利夫「相続承認・放棄の熟慮期間起算点に関する最高裁の新判断」(最二小判昭和59・4・27)法律のひろば37巻8号(1984年)81~88頁(87頁)、石川利夫「相続承認・放棄の熟慮期間起算点」『現代判例民法学の課題』(1988年)860~876頁(871~872頁)、大木康「判例における『相続の開始』の時期—民法915条を中心として—」慶應義塾大学大学院法学研究科論文集27号(1988年)173~189頁(187頁)。

視し、921条2項に見られる父債子還等の思想の影響を排し、相続人の選択の自由を尊重すべきであるというものである。そのうえで、かつての旧民法財産取得編324条1項4号のように、承認時に知られなかった相続債務が後に発覚した場合には、破産又は無資力に陥ってもなお弁済するという意思をもって承認したと推測することは通常難しく、錯誤無効の法理によって相続人を保護することが考えられると主張する²⁵⁾。通常の相続の場合は判例・通説の線でおさめ、無資産の場合や極端に債務過多になる場合には、事後の債務の出現につき要素の錯誤ある場合として処理し、重大な過失のないかぎり単純承認を無効と解し、熟慮期間3か月の徒過はなかったものと理解するともいう²⁶⁾。これら錯誤無効の法理による解決を支持する立場のいずれの学説の解説もあまり詳細なものとはいえないが、本決定の法律構成は、おおむね、これらの学説の主張に沿った法律構成を採っているものと考えられる²⁷⁾。

B 法定単純承認における「要素の錯誤」

次に、先の学説が説くように、熟慮期間の経過による法定単純承認について錯誤無効を認めうるとしても、どのようなものを「法律行為の要素」に相当するものとするかが問題となろう。

錯誤無効の法理を用いて法定単純承認の効果を否定し、相続人の保護を図ろうとする先の学説は、その前提として、熟慮期間の経過による単純承認を当事者の意思のあらわれとみる。そのうえで、無資産の場合、極端な債務過多になる場合には、事後の債務の出現が要素の錯誤となると説いた。

しかし、これを一般の錯誤論の俎上に載せるのは、実際のところ、なかなか困難である。まず、相続人が相続放棄も限定承認も行わずに熟慮期間を徒過したという事実には意思的な要素は、通常、見出せない。続いて、仮に、相

25) 門広乃里子・注(23)・51頁, 84頁。

26) 石川利夫・注(24)ひろば87頁, 石川利夫・注(24)課題871~872頁。

27) 大阪高決平成10・2・9家月50巻6号89頁は、遺産分割協議後に多額の相続債務(約4400万円の連帯保証債務等)が判明した事案につき、遺産分割協議は相続分の処分として単純承認事由(民法921条1号)に該当するが、これが要素の錯誤として無効となり、法定単純承認の効果も発生しないと見る余地があるとしている。

継人が熟慮期間の満了を待つことによって単純承認の黙示の意思表示を行っていると考えたとする。相続債務の有無や極端な債務過多といった被相続人の遺産の構成に関する錯誤は、「無限に〇〇の権利義務を承継する」ことを内容とする単純承認においては動機の錯誤でしかない。そして、その単純承認は、単なる時の経過あるいは相手方ない黙示の意思表示によって行うことから、動機を表示することによって意思表示の内容とする²⁸⁾こともまたできそうにない²⁹⁾。

相続放棄に関する次の2つの最高裁判決においては、要素に錯誤があれば民法95条の適用によって無効であることが当然の前提にされていることがうかがわれる。もっとも、相続放棄の場合であっても、具体的に錯誤無効が認められるのは難しい。これまでの最高裁判例でも、相続放棄の結果、1人の相続人の相続税が他の相続人等の予期に反して多額に上ったこと³⁰⁾や、他の相続人も相続放棄をすることを考えて相続放棄をしたところ、他の相続人は相続放棄をしなかった³¹⁾というようなことは、単なる動機、縁由の錯誤に過ぎないと解されており、相続放棄の無効をもたらすものにはなっていない。

本決定は、相続人の相続選択にとって最も重要な要素は遺産の構成とりわけ被相続人の消極財産の状態であるというが、相続放棄の場合と対比したとき、この遺産の構成を直接、単純承認の錯誤無効を導くものとして位置づけるのはそう容易ではないように思われる。

C 表意者（相続人）の重過失

法定単純承認の効果が生じた場合に、その期間の徒過を意思表示と同視し、これについて表意者としての相続人の保護を觀念しえたとしても、錯誤が動機の錯誤に過ぎない場合にはその無効主張が認められないのに加えて、その相続

28) 我妻栄『新訂民法総則（民法講義Ⅰ）』岩波書店（1965年）295～298頁。

29) 相続放棄に関する東京高判昭和63・4・25判時1278号78頁は、最終的に誰が相続人になるかという相続放棄をするに至った動機が、相続放棄の手続において表示され、受理裁判所、利害関係人にも知りうべき客観的な状況が作出されている場合においては、表示された動機にかかる錯誤として、相続放棄の無効が認められるとする。

30) 最二小判昭和30・9・30民集9巻10号1491頁。

31) 最一小判昭和40・5・27判時413号58頁。

人に重大な過失があったときはその意思表示の無効を主張できない(95条ただし書)。

本決定においては、多くの考慮事由が列挙されて、被相続人の遺産の構成に関する錯誤による無効主張が認められている。債権者である農協から債務の不存在という誤った回答を得たこと、それにより債務が存在しないものと信じたこと、債務の有無と内容について調査を尽くしたことは、いずれも、相続人に重過失がないことを推認させるものと位置づけられているといえよう。

D 錯誤無効の効果その他

錯誤無効によってもたらされる効果に関する問題もある。単純承認の錯誤無効を主張するには、相続財産に利害関係を持つ者の主観や行為態様等を考慮する必要がないし、期間制限が設けられているわけでもない。そのため、すべての効果が相続人の認識に結び付けられることになってしまい、相続の客観的安定性の要請にそぐわないものとなる可能性がある。

また、本件事案でも、先の遺産分割協議の事案でも、積極財産は他の相続人が取得しており、抗告をなした相続人らは積極財産を承継していないのであるが、この積極財産を取得していないことが錯誤無効の法理の適用に影響を及ぼしているかどうかも気になる点である。本決定の要旨からは明らかではない。

相続人が積極財産を取得していた場合に錯誤無効が認められるとすれば、当然、積極財産の取得の効力も失われることになる。相続放棄が遡及効を有していること、その効果が第三者に与える影響の小さくないことを考えれば、たとえば、不意打ち的な巨額の債務の相続から相続人を保護することが要請されるといっても、早期安定の要請される相続の効果を覆滅することの重大性に配慮し、慎重な判断がなされなければならないと思われる。

E 債権者の行為態様を考慮した相続人の救済

本件事案の特徴は、相続人が漫然と消極財産の不存在を信じ熟慮期間を徒過したのではない点、および、債権者が取引状況(債務額)について誤った回答を行った点にある。

本決定は、単純承認の錯誤無効の問題として事案を捉え、これら2点を錯誤

無効における相続人の無重過失の有無を判断する要素として評価したようである。しかし、単純承認の錯誤無効法理の適用には、熟慮期間経過によりいったん生じたはずの相続の効果を消滅させるという重大な結果が伴うにもかかわらず、理論的な問題がいくつも残されていると言わざるをえない。

相続人の保護を考える場合、相続人の認識のみに依拠する本件のような錯誤無効によるものばかりではなく、債権者の行為態様に着目する方法も存在する。たとえば、本件とは事案が異なるが、被相続人の債権者が意図的に3か月の熟慮期間の徒過を待って相続人に請求する場合に、それを権利失効または権利濫用など信義則法理をもって押さえ込むことはできないかが考えられている³²⁾。他にも、相続債権者が信義則に従った適切な権利行使を怠って被相続人から債権を回収せず、被相続人の死亡後もこれを放置したため相続人らは債務の存在を知りえず相続放棄をしないている間に、債権者が相続人らの法の無知に乗じて債務の承継を強制したというような事案で、被相続人の債権者による相続人に対する請求が信義則に反し許されないと判断した裁判例もある³³⁾。ここから、債権者の相続人に対する信義則上の通知義務の存在を具体化し、適用場面を検討していくことも考えられよう³⁴⁾。

また、本件事案にそのまま妥当しそうな法理もある。債務が存在しないと回答し、相続人が過重な負担を負わないようにするすべを失わせた債権者が、前言に反して債務の履行を請求するのは許されまい。したがって、当該債権者による個々の相続人に対する請求は禁反言の法理または信義則（1条2項）により制限されると解される。さらに、債権者が被相続人の債務は存在しないとの回答をするような場合には、それにより、相続人は相続放棄等を行う機会を喪失することがある。そこで、その結果の重大性に鑑み、この債権者の行為態様を相続人に対する一種の不法行為であると解し³⁵⁾、相続人の債権者に対する

32) 石川利夫・注(24)ひろば87頁、石川利夫・注(24)課題872頁。

33) 大阪高判昭和56・2・24家月33巻7号41頁。

34) 大木康・注(24)185頁、大阪高判昭和56・2・24家月33巻7号41頁。

35) 伊藤昌司「民法915条1項の熟慮期間の起算点（最高裁判決昭和59.4.27）」民商法雑誌115巻6号（1997年）1004頁。

損害賠償請求権の成立を認めることによって、問題の解決を図るという可能性もありえよう。

4 本決定の評価と残された問題

本決定は、被相続人の財産状態につき相続人が調査を行っていたことや被相続人の財産状態に関して債権者が誤った回答をしていたこと等の個別具体的な状況をも考慮して、錯誤法理の枠組みを用いて、いったん生じたはずの法定単純承認の効果を否定するという大胆な法律構成を採用した。しかし、この錯誤無効を用いた法律構成は、熟慮期間の経過という法定単純承認に適用可能であるか、包括承継という広範な相続の効果を明文規定なしに否定できるか、相続人が積極財産を承継していた場合等の本件と異なる事実関係の下でも適用可能であるか、適用範囲が限定されるならそれをどのように画するか等、さまざまな問題もはらんでいる。

しかし、単純承認に対して錯誤無効の法理を用いる本決定および前述の学説が提起したものは重要であるように思われる。わが国の民法が無限責任主義、単純承継の原則を基調としているのに対し、これらを見直して、相続人が「意に反して債務を負わされることはない」という原則に則ったしくみに組み替えようとの意図が窺われるからである。

法制度と現実との間にギャップがある。その隙を埋めることができるのは錯誤無効の法理だけではないであろう。従来の熟慮期間の起算点の基準についてより適切な定式化を図ったり、あるいは、債権者の行為態様に対する評価を取り入れる方法を検討したりすることによって、議論を深化させる必要があろう。

相続財産以上に無限の責任を当然負わなければならないとすることは相続制度の基調に沿わないとされ³⁶⁾、限定承認へ傾斜する解釈論も説かれてきた³⁷⁾。

「一身専属性」の論理の活用により「債務の当然承継性」を否定しあるいは少

36) 中川善之助「限定承認について(一)」法学17巻4号(1953年)1~10頁(9~10頁)。

37) 椿寿夫「相続の承認・放棄をめぐる若干の問題」判例タイムズ385号(1979年)67~73頁。

なくともその範囲を制限していくべきだとするものもある³⁸⁾。民法制定時と現在とでは相続に対する基本姿勢が大きく転換しているし、社会の実態としても、個々人の契約関係や財産状況のすべてをその家族が把握することは、いっそう困難になっているといえるであろう。これまでどおりの相続のしくみでよいのか、これを組み替えるべきか、何も今始まったことではないが、まさに検討すべき時期にあることは間違いないように思われる。

[付記] 本稿は、科学研究費補助金（若手研究（B）、課題番号20730063）の助成による研究成果の一部である。

38) 伊藤進「債務の相続性と債権者」判例タイムズ403号（1980年）6～13頁。

Inheritance of Obligations and Mistake of Unconditional Acceptance

—Takamatsu High Court, Decision, 5 March, 2008, *Katei saiban geppo* (Monthly bulletin on family courts) 60-10-91—

Makiko NOTO

ABSTRACT

In this paper, we discuss the Decision of Takamatsu High Court, 5 March, 2008, with regard to renunciation of inheritance.

According to Article 915 of the Japanese Civil Code, an heir shall give unconditional or qualified acceptance, or renunciation, regarding inheritance within three months of the time he/she has knowledge that there has been a commencement of inheritance for him/her. Furthermore, Article 921 provides that an heir shall be deemed to have made unconditional acceptance if the heir has not made qualified acceptance or renunciation of inheritance within the period of Paragraph (1) of Article 915. In Japan, unconditional acceptance is applied very frequently. In the event that unconditional acceptance comes into effect, the heir may no longer make the renunciation of inheritance. As a result, a decedent's debts/obligations are revealed after expiration of the three-month consideration period, and heirs who have not made the renunciation of inheritance may incur unexpected debts/obligations.

Notwithstanding the variation in judgments/decisions, except in the case of gross negligence by an heir, there has been a tendency for courts

in Japan to take remedial measures for heirs by shifting the commencement date of the consideration period.

However, this Decision recognized the heir's renunciation of inheritance, as a remedial measure, not based on usual legal interpretation but on the legal principle of invalidity due to mistake.

This Judicial-precedent commentary takes into consideration various issues arising from this Decision, and explores the possibility of other legal interpretations.